## 函館市水道料金徵収事務処理要領

(平成14年4月1日施行)

沿革 平成14年11月28日改正 平成19年10月 1日改正 平成20年 3月 1日改正 平成23年 4月 1日改正

平成23年10月 1日改正

令和 4年 6月 1日改正

(目的)

第1条 この要領は、水道料金の徴収業務の執行に関し、函館市水道事業給水条例(昭和34年函館市条例第3号。以下「条例」という。)、函館市水道事業給水条例施行規程(昭和38年函館市水道局規程第4号)および函館市企業局会計規程(平成23年函館市企業局規程第31号。以下「会計規程」という。)の定めによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(検針の実施方法)

- 第2条 条例第29条本文の規定による水道メーター(以下「メーター」 という。)の隔月検針は、別表1に掲げる地域区分毎に定める検針月 の検針期間に実施するものとする。
- 2 条例第29条ただし書きによるメーターの毎月検針(以下「毎月検針」という。)は、別表1に掲げる地域区分毎に定める検針期間に実施するものとする。
- 3 やむを得ない事情により前2項に定める検針日に検針できない場合は、当該月の他の日に実施することができるものとする。

(毎月検針)

第3条 前条第2項の毎月検針は、1か月の使用水量が概ね1000㎡以上 の使用者に対して行うものとする。

(検針の報告)

第4条 第2条各項の規定による検針は、ハンディターミナルにメーターの指針を記録して行うものとする。この場合、水道の使用者(以下「使用者」という。)の転出入など使用者に関する情報については、別途記録するものとする。

(水道料金の計算)

第5条 水道料金の計算は、ハンディターミナルの検針記録を電子計算

機に読みとらせ、水道料金計算処理業務を受託する業者の電子計算機 ヘデーター転送して行うものとする。

(水道料金の調定)

第6条 水道料金の調定は、別表1に掲げる地域区分毎に、毎月検針に おいては検針した月に、隔月検針においては検針した月の翌月に行う ものとする。

(水道料金の収納)

- 第7条 水道料金は使用者が、次に掲げるいずれかの方法により納付するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は集金による納付とすることができるものとする。
  - (1) 直接納付 企業局,出納取扱金融機関等(会計規程第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)および収納事務受託者(会計規程第19条に規定する受託者をいう。以下同じ。)への払い込み
  - (2) 口座振替 使用者または使用者の指定する者が出納取扱金融機関 等に有する預金口座からの振替による納付

(水道料金の通知)

第8条 水道料金納入の通知は、直接納付にあっては納入通知書の使用 者への発送により行い、口座振替による納付にあっては電磁的記録媒 体または口座振替一覧表を出納取扱金融機関等へ送付することにより 行うものとする。

(水道料金の納入期限)

- 第9条 直接納付における納入期限は、納入通知書を発送した日(以下「発送日」という。)の翌月の応答日(発送日の翌月に応答日がない場合は、当該月の末日とする。)とする。
- 2 口座振替による納付における納入期限は、次条第1項に定める振替 日とする。

(口座振替の時期)

- 第10条 口座振替は、調定月の翌月の26日(金融機関の休日に当たるときは、翌営業日)に行うものとする。
- 2 前項の振替日(以下「当初振替日」という。)に振替ができなかったものについては、当初振替日の翌月の26日(金融機関の休日に当たるときは、翌営業日)に再度振替(以下「再振替」という。)を行うものとする。
- 3 再振替を行う場合,使用者に対して再振替を行う日の10日前まで に口座再振替のお知らせ(別記第1号様式)を発送するものとする。

(納付の督促)

- 第11条 納入期限の当月26日までに納付しないまたは当初振替日に振替ができなかった使用者に対しては、当該日から20日以内に督促状(直接納付にあっては別記第2号様式、口座振替による納付にあっては別記第1号様式)を発送するものとする。ただし、督促状を発送するまでに納入が確認できたものについては、この限りでない。
- 2 督促状における納期は、直接納付にあっては督促状を発送した日から10日間、口座振替による納付にあっては再振替日とする。

(給水停止の予告および納付の催告)

- 第12条 督促状に定める納期の末日(以下「納期限」という。)までに 納付しない使用者のうち、水道使用中の者には給水停止予告通知書 (別記第3号様式)を、市外転出者および使用中止者等には催告書 (別記第4号様式)を納期限から20日以内に発送するものとする。 ただし、給水停止予告通知書および催告書(以下「給水停止予告通 知書等」という。)を発送するまでに納入が確認できたものについて は、この限りでない。
- 2 給水停止予告通知書等における納期は、給水停止予告通知書等を発送した日から7日間とする。

(給水停止)

第13条 給水停止予告通知書に定める納期限までに納付しない使用者に対しては、函館市公営企業管理者が別に定める「給水停止実施指針」の規定に基づき水道の給水を停止するものとする。

(標準事務処理)

- 第14条 この要領による事務処理の標準的日程は別表2のとおりとする。 (委任)
- 第15条 この要領の施行について必要な事項は、管理部長が別に定める。 (この要領の準用)
- 第16条 この要領(第1条から第4条および第13条を除く。)は、函館市下水道条例(昭和49年函館市条例第5号)の規定に基づき徴収する下水道使用料の徴収事務に準用する。この場合、「水道料金」とあるのは「下水道使用料」と、「給水停止の予告および納付の催告」とあるのは「納付の催告」と、「水道使用中の者」とあるのは「下水道使用中の者」とあるのは「下水道使用中の者」と、「給水停止予告通知書(別記第3号様式)」とあるのは「催告書(別記第3号様式)」と、「市外転出者および使用中止者等」とあるのは「下水道のみ使用中の者、市外転出者および使用体止者等」と、「給水停止予告通知書および催告書」および「給水停

止予告通知書等」とあるのは「催告書」と読み替えるものとする。 附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に、1か月の使用水量が第3条に定める水量未満で、条例第29条ただし書きの規定の適用を受けている使用者については、当分の間従前の例によるものとする。
- 3 平成13年12月末日までに調定した水道料金の第10条の規定の 適用については、「再振替」とあるのは「再々振替」と読み替えるも のとする。

附則

- 1 この要領は、平成14年12月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前の検針月にかかる事務処理については、なお従 前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前の督促にかかる事務処理については、なお従前 の例による。

附則

- 1 この要領は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前の督促にかかる給水停止の予告については, な お従前の例による。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行目前の督促にかかる事務処理については、なお従前 の例による。

附則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

## 別記第1号様式(第10条第3項,第11条第1項関係)その1(督促)

## 水道料金・下水道使用料口座再振替のお知らせ (督 促 状)

日ごろより、口座振替をご利用いただきありがとうございます。

このたび、 年 月 日にご指定の口座から 振替することができませんでした。

つきましては、下記のとおり、再度振替させていただき ますので、振替日の前営業日までに口座にご入金ください。

お客さま番号	
年 月 分	
再振替金額	
再 振 替 日	
金融機関名	
口座番号	

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長

 ご使用場所

 お客さま氏名

 水 道 料 金

 下水道使用料

 合 計

◎ 再振替日に振替されないときは、給水停止または財産の差押え を行うことがあります。

#### ◎ 下水道使用料に係る延滞金

納期限後に納めるときは、納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、料金等の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について年7.3%または延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%を加算した割合)に年1%を加算した割合のうちいずれか低い方の割合を乗じて計算し、その後の期間については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

## 別記第1号様式(第10条第3項,第11条第1項関係)その2(督促以外)

印

水道料金・卜水道使用料口座冉振替のお	知らせ	<del> </del>
--------------------	-----	--------------

日ごろより、口座振替をご利用いただきありがとうございます。

このたび, 年 月 日にご指定の口座から 振替することができませんでした。

つきましては,下記のとおり,再度振替させていただきますので,振替日の前営業日までに口座にご入金ください。

お客さま番号	
年 月 分	
再振替金額	
再 振 替 日	
金融機関名	
口座番号	

年 月 日

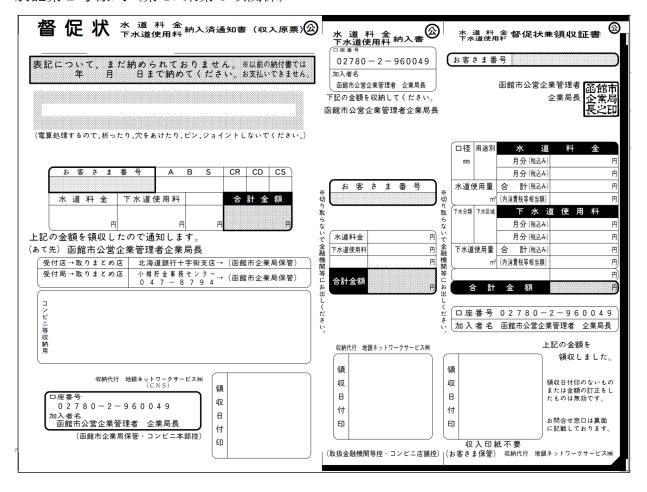
函館市公営企業管理者 企業局長 印

ご使用場所	
お客さま氏名	
水道料金	
下水道使用料	
合 計	

#### ◎ 下水道使用料に係る延滞金

納期限後に納めるときは、納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、料金等の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について年7.3%または延滞金特例基準割合(平均貸付割合)(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%を加算した割合)に年1%を加算した割合のうちいずれか低い方の割合を乗じて計算し、その後の期間については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

## 別記第2号様式(第10条第3項関係)



## 別記第3号様式(第12条第1項関係)その1(口座以外)

### 給水停止予告通知書 (給水停止予定: 年 月)

右の明細のとおり、水道料金等が未納になっていますので、本書をご持参のうえ、下記納入期限までに必ず納入してください。納入方法等についてご相談もお受けします。(督促状をお持ちでしたら金融機関等でも納入できます。)なお、下記納入期限までに納入しないときは、函館市水道事業給水条例第38条により給水を停止することになりますので、ご了承ください。

また, 行き違いで納入済の場合はご容赦願います。

お客さま番号	
未納額合計	
納入期限	
納入場所	函館市水道お客さまセンター, 東部営業所の各収納窓口
ご使用場所	
お客さま氏名	

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長

#### 未納分の明細

使用場所		
計	使用場所	
計		
計		
ā <del>l</del>		
計		
計		
計		
βl	롸	
	рГ	

#### ◎ 下水道使用料に係る延滞金

納期限後に納めるときは、納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、料金等の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について年7.3%または延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%を加算した割合のうちいずれか低い方の割合を乗じて計算し、その後の期間については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

◎ 完納されないときは、財産の差し押さえ処分を受けることがあります。

## 別記第3号様式(第12条第1項関係)その2(口座)

印

印

## 給水停止予告通知書 (給水停止予定: 年 月)

右の明細のとおり、水道料金等が未納になっていますので、本書をご持参のうえ、下記納入期限までに必ず納入してください。納入方法等についてご相談もお受けします。(同封した納入通知書により金融機関等でも納入できます。)なお、下記納入期限までに納入しないときは、函館市水道事業給水条例第38条により給水を停止することになりますので、ご了承ください。

また、行き違いで納入済の場合はご容赦願います。

	110 TUT - 500 ET 10: - ET 70 COLOT : 01 7 0
お客さま番号	
未納額合計	
納入期限	
納入場所	函館市水道お客さまセンター, 東部営業所の各収納窓口
ご使用場所	
お客さま氏名	

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長

未納分の明細

レルコンフ ヘン・シコル田	
使用場所	
計	

#### ◎ 下水道使用料に係る延滞金

納期限後に納めるときは、納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、料金等の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について年7.3%または延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%を加算した割合のうちいずれか低い方の割合を乗じて計算し、その後の期間については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

◎ 完納されないときは、財産の差し押さえ処分を受けることがあります。

## 別記第4号様式(第12条第1項関係)その1(口座以外)

#### 催告書

(水道料金等未納のお知らせ)

右の明細のとおり、水道料金等が未納になっていますので、下記納入期限までに、すでにお送りしている督促状により督促状裏面記載の金融機関・コンビニエンスストア等で納入するか、下記納入場所で納入してください。納入方法等についてご相談もお受けします。

なお,市外転出・使用中止の方は,右の明細以降,転出・使用中止までの未納分も,あわせて納入してください。 また,行き違いで納入済の場合はご密赦願いませ

_ また, 11 6 達いて	門八月り物口は二谷収願いより。
お客さま番号	
未納額合計	
納入期限	
納入場所	函館市水道お客さまセンター, 東部営業所の各収納窓口
ご使用場所	
お客さま氏名	

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長

#### 未納分の明細

使用場所	
計	

#### ◎ 下水道使用料に係る延滞金

納期限後に納めるときは、納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、料金等の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について年7.3%または延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%を加算した割合のうちいずれか低い方の割合を乗じて計算し、その後の期間については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

◎ 完納されないときは、財産の差し押さえ処分を受けることがあります。

## 別記第4号様式(第12条第1項関係)その2(口座)

印

## 催告書

(水道料金等未納のお知らせ)

右の明細のとおり、水道料金等が未納になっていますので、下記納入期限までに、同封した納入通知書により納入通知書裏面記載の金融機関・コンビニエンスストア等で納入するか、下記納入場所で納入してください。納入方法等についてご相談もお受けします。

なお,市外転出・使用中止の方は,右の明細以降,転出・使用中止までの未納分も,あわせて納入してください。 また,行き違いで納入済の場合はご容赦願います。

お客さま番号	
未納額合計	
納入期限	
納入場所	函館市水道お客さまセンター, 東部営業所の各収納窓口
ご使用場所	
お客さま氏名	

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 印

#### 未納分の明細

使用場所	
計	
н	

#### ◎ 下水道使用料に係る延滞金

納期限後に納めるときは、納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、料金等の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について年7.3%または延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%を加算した割合いでは、延滞金特例基準割合を乗じて計算し、その後の期間については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

◎ 完納されないときは、財産の差し押さえ処分を受けることがあります。

# 給水装置の検針ブロック別日程表

検針期間	ブロック	検針種別 (検針月)		地 域 区	分(町 名)		ブロック	検針種別 (検針月)		地 域 区	分(町 名)	
1~4日	1	隔月数 (偶) 針()	元町 青柳町 谷地吉町 宝来川町 東雲町 東雲町	大森町 宇賀浦町 富岡町1丁目 富岡町3丁目 陣川町 陣川1丁目 陣川2丁目 小安町	釜谷町 汐 首町 日浦町 大浦町 大浜町 中川上町 女那川町	恵山岬町 元村町 富浦町 島泊町 新八幡町 新恵山町	6	隔月数月 6 6 6 6 6 6 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	入舟町	旭町 松風町 若松町 富岡町2丁目 中道2丁目 東田来町 弁才町 泊町	館町 浜町 新二見町 原木町 高 日 子武 田 古武井町 恵山町	柏野町 御崎町 新浜町 絵紙山町 銚子町
7~ 10日	2		上新川町 海岸町 大縄町 松川町 亀田町 大川町 八幡町 千代台町	東山町 神山町 神山1丁目 神山2丁目 赤川1丁目 美原1丁目 美原2丁目			7		千歳町 新川町 万代町 浅野町 吉川町 北浜町 追分町 港町1丁目	港町2丁目 港町3丁目 白鳥町 宮前町 七重浜1丁目 中道1丁目 本通1丁目 本通2丁目	本通3丁目	
13~ 16日	3		中島町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	神山3丁目 美原3丁目 美原4丁目 美原5丁目			8		田杉町 杉町 本川町 五稜町 柳川原町 花園町	本通4丁目 山の手2丁目 山の手3丁目 鍛治1丁目		
1 9~ 2 2 日	4		時任町 松陰町 柏木町 湯川町1丁目 駒場町 広野町 湯浜町 亀田中野町	北美原1丁目 北美原2丁目 北美原3丁目 赤川町 昭和町 昭和1丁目 昭和2丁目			9		湯川町3丁目 深堀町 日吉町1丁目 日吉町2丁目 日吉町3丁目 日吉町4丁目 山の手1丁目 鍛治2丁目	東山1丁目 東山2丁目 東山3丁目 西桔梗町		
25~ 28日	5		湯川町2丁目 西旭町3丁目 西旭岡町3丁目 根松町 高海戸町町 瀬川町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	亀川安臼豊大双岩 田汲浦尻崎船見戸町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町大岩			1 0		戸野町 一月野町 一月野町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	銅赤銭新石古豊石鶴白山坂町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	亀尾町 尾原町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	桔梗 3 丁目 桔梗 4 丁目 桔梗 5 丁目 亀田本町 古部町 木直町 尾札部町

<sup>※1</sup>月の1・6ブロックについては、4日からの検針開始となる。

## 水道料金徴収事務の標準的処理日程

経過	5月日	検針月	調定月		3か月後	4か月後	
検針	納付	(当月)	(1か月後)	20 /1 lX	0N 71 (X	4かり 反	
検針種別	付種別	5 10 15 20 25 	5 10 15 20 25 	5 10 15 20 25 	5 10 15 20 25 	5 10 15 20 25 	
口座振替隔月検針		順次検針	順次調定	15 26 振替一覧表発送 <b>A</b> 整	10 26 再版 中版 下版 下版 下版 下版 下级	7 催给水停止予告通知書· 14	
検針	直接納付		順次調定順次納入通知書発送	送 基促 準 日状 順次納期 納入期限は,納入通知書 発送の日から1か月後	10 20 督 促	納期7日	
毎月	口座振替	順次検針	15 26 振春一覧表発送 <b>26</b> 振春一覧表発送	10 26 再 ( 再 兼 振 怪 替	7 14		
<b>技</b>	直接納付	順次検針 順次調定 順次納入通知書発送	選を 基促 準 日状 納入期限は、納入通知書 発送の日から1か月後	10 20 督 促 状 発 送 納期 (限 納期 (取 大 発 送 納期 (日	納期7日		